

## 延岡市指定ごみ袋広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、延岡市広告事業実施要綱（平成20年10月20日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市の指定ごみ袋（以下「ごみ袋」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の仕様)

第2条 ごみ袋に設ける広告枠の数、位置及び大きさ、ごみ袋に広告掲載する広告（以下「広告」という。）の規格及び基準、広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）等は、別表1に定めるとおりとする。

### (広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載希望者が、前条により市が定めた枠数を超えるときは、要綱第7条により順位を決定する。なお、同順位のものの中では、地域性等を考慮して決定することができる。

2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が前条により市が定めた枠数を超えるときは、抽選により決定することができる。

### (広告の制作及び経費負担)

第4条 広告の原稿データは、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、第2条の仕様に従って制作し、市に提出するものとする。

### (広告を掲載するごみ袋の作製期間)

第5条 広告を掲載するごみ袋の作製期間は、1年間とし、広告掲載決定の翌年度に作製するごみ袋に広告を掲載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該広告が掲載されたごみ袋は、指定ごみ袋取扱店の販売状況により、広告掲載決定の翌年度を超えて流通することがある。

### (広告の募集)

第6条 市は、市の発行する広報紙、公式ホームページ等により、毎年度期間を定めて、ごみ袋への広告掲載を希望するものを公募するものとする。

### (広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、延岡市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿等を添付して、市に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込み（以下「広告掲載申込み」という。）は、一の事業者につき、一の広告枠に限る。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（広告掲載の承諾）

第8条 市は、広告掲載申込みがあったときは、その内容を審査の上、広告掲載の承諾の可否を決定し、延岡市指定ごみ袋広告掲載決定通知書（様式第2号）又は延岡市指定ごみ袋広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、当該広告掲載申込みを行った者に通知するものとする。

2 市は、前項の広告掲載に係る承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第2条に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

（確認書等の提出）

第9条 前条第1項の規定による広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、市が指定した期日までに延岡市指定ごみ袋広告掲載の確認書（様式第4号）及び広告の完成画像を市に提出しなければならない。

（確認書提出後の変更・取り下げ）

第10条 広告主は、確認書提出後において広告物の内容等の変更及び広告の取り下げをすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第13条の規定により契約を解除した場合には、市は広告の掲載を取りやめることができる。

（広告掲載料）

第11条 広告主は、市が指定する期日までに、広告掲載料を前納しなければならない。この場合において、市が交付する納付書を使用し、支払うこととする。

2 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告を掲載することができなくなったときはこの限りでない。

3 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、別表2のとおりとする。この場合において、返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載に係る契約の解除）

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができる。

(1) 広告主が第9条の規定による指示又は条件に従わないとき。

(2) 広告主が前条第1項の規定による広告掲載料を前納しないとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告掲載に係る契約の解除通知)

第13条 市は、前条及び要綱第13条の規定により広告掲載の契約を解除したときは、指定ごみ袋広告掲載の契約の解除について(様式第5号)により、広告主に通知するものとする。

(免責)

第14条 広告掲載に関して、市が広告主に対し損害賠償責任を負ったときは、その賠償額は、その原因となる広告掲載に係る広告掲載料を上限とする。

(裁判管轄)

第15条 広告掲載に関する訴訟については、市の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年7月18日から施行する。

## 別表1（第2条関係）広告掲載の仕様

### ①広告枠の数、位置、大きさなど

広告を掲載する指定ごみ袋	燃やすごみ用（大）40L 透明袋
広告枠の数	2
広告枠の位置	指定ごみ袋の表面中央部分 位置図は別図のとおり
広告枠の大きさ	縦 150 mm程度×横 155 mm程度
広告枠の指定	不可

### ②広告の規格、基準

広告に使用できる色	赤（1色）
広告に表示しなければいけないもの	①広告主の名称 ※広告主の名称は店名等一般的に広告主を認識できる通称名を表示することができるものとする。 ②所在地 ③電話番号 ※所在地及び電話番号は店舗等の情報を表示することができるものとする。
掲載できる広告の基準	延岡市広告事業実施要綱（平成20年10月20日施行。）に定める基準に適合するもの
掲載しない広告	①過度に注目を誘引するなど指定ごみ袋にそぐわないデザインの広告 ②業種及び事業内容が不明確な広告
市に提出する広告データの形式	①申込時：紙もしくは電子データ ②広告掲載決定後の完成画像：電子データ 提出する電子データはjpeg形式とする。 ※電子データの提出にあたっては、電子データを記録した記憶媒体（CD等）を提出すること

### ③広告掲載料

広告掲載料	1枠 200,000円 (消費税及び地方消費税含む)
-------	-------------------------------

**別表2（第11条関係）広告掲載料の返還について**

第11条第2項の規定に基づき返還する広告掲載料は以下の計算式により算定する。  
(返還金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)

$$\text{広告掲載料} \times \frac{\text{実際に作製された広告掲載ごみ袋の枚数}}{\text{契約締結時の広告掲載ごみ袋の作製予定枚数}} = \text{返還金額}$$

別図【広告枠の位置】



様式第1号（第7条関係）

延岡市指定ごみ袋広告掲載申込書

年 月 日

延岡市長 様

延岡市広告事業における広告掲載を次の通り申請します。

広 告 掲 載 申 請 者	所在地		〒		
	フリガナ 名 称				
	フリガナ 代 表 者 氏 名				
	業 種				
	担 当 者	フリガナ 部 署 ・ 氏 名			
		電 話 番 号		F A X	
Eメール					

広 告 媒 体	指定ごみ袋（燃やすごみ用：大）
添付書類	<p>(1) 広告の原稿（完成画像又は広告図案）</p> <p>(2) 延岡市税の納税証明書（延岡市税の未納がないことがわかるもの） 又は延岡市税に関する調査同意書（延岡市が納税証明書を発行できない者に限る。）</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類（ ）</p>
そ の 他	<p>申し込みに当たっては、延岡市広告事業実施要綱、延岡市指定ごみ袋広告取扱要領に同意し、その内容を遵守します。</p> <p>広告を画像データ以外で申し込んだ場合は、掲載承諾後に完成画像データを提出していただきます。</p> <p>広告には、広告申込者の名称、所在地及び電話番号を含む必要があります。</p>

第 号  
年 月 日

様

延岡市指定ごみ袋広告掲載決定通知書

延岡市長 三浦 久知

指定ごみ袋への広告掲載について、下記のとおり承諾しました。

広告の内容 (条件)	
広告掲載料	合計 円（消費税込み）
掲載条件等	延岡市広告事業実施要綱、延岡市指定ごみ袋広告取扱要領の規定による。

下記の事項について、それぞれの期日までに手続をお願いします。

1 別添の「確認書」を御精読のうえ、記名押印して提出してください。	年 月 日まで
2 完成画像を提出してください。	年 月 日まで
3 別添の「納付書」により広告掲載料を納付してください。	各納付書に記載の納期まで

様

延岡市長

三浦 久知

延岡市指定ごみ袋広告不掲載決定通知書

指定ごみ袋への広告掲載にお申込みいただき誠にありがとうございました。

折角のお申込みをいただきましたが、今回の募集では、下記の理由により、貴殿からお申込みいただいた広告は、掲載することができませんでした。

掲載の御希望をお断りすることになり申し訳ございません。ぜひ、次回の募集の際にも広告掲載を御検討いただきますようお願いいたします。

記

掲載できない理由

- 1 申込みが募集の広告枠数を超えたため、延岡市広告事業実施要綱第7条に基づき、他広告主様の広告の申込みを優先させていただきました。
- 2 申込みが募集の広告枠数を超えたため、抽選を行ったところ、今回は他広告主様に決定しました。
- 3 その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

延岡市長 あて

広告主 所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

延岡市指定ごみ袋広告掲載の確認書

年 月 日付け 第 号で通知のあった指定ごみ袋広告掲載の承諾について、下記の事項並びに延岡市広告事業実施要綱、延岡市指定ごみ袋広告取扱要領の規定を確認し、遵守して広告掲載を行います。

広告の内容（条件）	
広告掲載料	合計 円（消費税込み）

第 号  
年 月 日

様

延岡市長 三浦 久知

指定ごみ袋広告掲載の契約の解除について

指定ごみ袋の広告掲載について、次のとおり契約を解除しました。

記

1 契約の解除日 年 月 日

2 契約の解除の対象となる作成年度 年度分

3 契約の解除の理由

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付がありませんでした。
- (2) 指定した期日までに確認書の提出がありませんでした。
- (3) 指定した期日までに広告の完成画像の提出がありませんでした。
- (4) その他（ ）

4 広告掲載料

契約の解除が広告主の責めに帰すことができない事由による場合を除き、納付済みの広告掲載料は返還しません。